

(介護予防) 短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社大坊が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、居宅での生活を総手し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ陽だまり
- 二 所在地 岩手県紫波郡紫波町南日詰字小路口43-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤専従）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 従業者 医師 1名以上（非常勤専従）

医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

生活相談員 1名以上

（法で定められた資格保有者及び配置要件に該当する者、常勤兼務、介護職員と兼務）

生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。

看護職員 看護師 1名以上

（常勤専従及び常勤兼務、機能訓練指導員・介護職員兼務）

看護職員は、看護の提供に当たる。

介護職員 11名以上（常勤専従及び非常勤専従、常勤兼務及び非常勤兼務）

介護職員は、介護の提供に当たる。

栄養士 1名以上（常勤専従及び非常勤専従）

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

機能訓練指導員 1名以上

（法で定められた資格保有者及び配置要件に該当する者、常勤専従）

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

調理員 3名（常勤専従及び非常勤専従）

調理員は、給食等の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

単独型 32名

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担者割合証の記載割合からその1割から3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに100円。
- 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。尚、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。尚、食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と、事業所設定金額のどちらか低い額とする。
- 四 理美容代 実費負担。
- 五 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は本条2項で設定した滞主に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、紫波町及び盛岡市、矢巾町、花巻市、遠野市、北上市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(身体拘束の禁止)

第12条 従業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を、年1回以上及び新規採用時に実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を選定する。

責任者：武藤 和則

- 2 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかにこれを市町村に通報するとともに、再発防止策を講じる。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、指定短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症が発生し又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を、年1回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。また介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士等、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 一 採用時研修・・・採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修・・・全従業者 年1回以上
- 三 認知症介護基礎研修・・・採用後1年以内 ※該当者のみ

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社大坊と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。